

予防接種はお済みですか？



まだ下記の予防接種をしていない人は、夏休みの機会を上手に利用して接種しておきましょう。

※接種前には、必ず母子手帳で接種歴を確認してください。

※①・②については、生後1か月のときに、③・④については、4月上旬に予診票を送付しています。予診票がない人は、母子手帳を持参の上、健康増進課窓口へお越しください。

問合せ 健康増進課 ☎(42) 8421・FAX(42) 2130

①麻しん(はしか)・風しん(第1期)

対象 1歳から2歳の誕生日の前日まで

費用 無料

②水痘(水ぼうそう)

対象 1歳から3歳の誕生日の前日まで

費用 無料

③麻しん(はしか)・風しん(第2期)

対象 幼稚園年長相当児(平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ)

費用 平成29年3月末まで無料

④二種混合

対象 小学校6年生(平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ)

費用 平成29年3月末まで無料

⑤日本脳炎

積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃した人は、第1期(3回)と第2期(1回)の計4回のうち、不足分の定期接種が無料で受けられます。

特例対象者 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の人

※第2期(4回目)の接種は、9歳以上の人

費用 無料

委託医療機関／電話	麻しん 風しん	麻しん	風しん	水痘	二種 混合	日本 脳炎
秋谷病院 ☎(42)2125	○	○	○	○	○	○
堀中病院 ☎(42)2081	○	○	○	○	○	○
飯村医院 ☎(42)0206	○	○	○	○	○	○
入江こどもクリニック ☎(44)1155	○	○	○	○	○	○
香日向クリニック ☎(44)3001	○	○	○	○	○	○
久我クリニック ☎(40)3105	○	-	-	○	-	○
斎藤医院 ☎(42)9858	○	-	-	○	○	○
幸手耳鼻咽喉科医院 ☎(43)8985	○	-	-	-	○	○
さって西クリニック ☎(43)8111	○	○	○	○	○	○
のうみクリニック ☎(42)7233	○	○	○	○	○	○
野口内科小児科医院 ☎(42)0123	○	○	○	○	○	○
東内科小児科医院 ☎(42)0409	○	○	○	○	○	○
ワイスレディスクリニック ☎(44)0555	-	-	-	-	○	-

※市外(県内)の場合、接種協力医であれば、無料で受けられます。

また、特定の国籍の外国人を排斥する不当な差別的言動が大きな社会問題となっており、いわゆる「ヘイトスピーチ」を解消するための法律が

積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃した人は、第1期(3回)と第2期(1回)の計4回のうち、不足分の定期接種が無料で受けられます。特例対象者 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の人 ※第2期(4回目)の接種は、9歳以上の人 費用 無料

日本を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成27年の1年間で約1973万7千人と過去最高を記録しました。また、平成27年末の在留外国人数は約223万人と、こちらも増加傾向にあります。

人権それは愛

外国人の人権について



日本を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成27年の1年間で約1973万7千人と過去最高を記録しました。また、平成27年末の在留外国人数は約223万人と、こちらも増加傾向にあります。

こうした中、言語、文化、宗教、生活習慣などの違いから、外国人に対するさまざまな人権問題が発生しています。例えば、外国人というだけで宿泊や住宅の入居を拒否されたり、就労に関して不当な扱いを受けたり、学校や職場、近隣住民から孤立するなど、人権侵害にあたる事例が起きています。

また、特定の国籍の外国人を排斥する不当な差別的言動が大きな社会問題となっており、いわゆる「ヘイトスピーチ」を解消するための法律が

8月は「人権尊重社会をめざす 県民運動強調月間」です。

県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向け、県・市町村はもちろんのこと、県民総ぐるみで「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。



幸手市民まつり

11月13日(日)
駅前通りで開催!!



昨年のストリート発表の様子

※模擬店商工ブースの出店者募集、まつりの開催時間、交通規制の時間帯などの詳細については、改めて広報紙などでお知らせします。

問合せ

幸手市民まつりの会実行委員会事務局

○幸手市商工会 ☎(43) 3830

○商工観光課 ☎(43) 1111 内線 592

FAX (43) 1123

ストリート発表エリア出場者募集

募集数 2～3団体(予定)

対象 子どもが中心となって活動している市内在住または市内の団体

内容 ダンスや楽器演奏など道路上でのパフォーマンス
※ステージ上でのパフォーマンスではありません。
※少人数での歌、カラオケなどは除きます。
※出演時間は、準備・撤収を含め20分以内となります。

申込み 8月31日(水)までに、直接、幸手市民まつりの会実行委員会事務局(幸手市商工会または商工観光課)へ発表内容などを含め選考の上、後日出場決定結果について、申込み代表者に連絡します。

選考

子どもを養育するひとり親家庭などへの 給付制度のお知らせ

問合せ 子育て支援課 ☎(42) 8454・FAX (43) 5600

児童扶養手当制度

対象 つぎのいずれかの要件に該当する子どもを養育している父、母または養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母に一定の障がいがある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども

▼手当の金額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	42,330円	42,320円～9,990円
2人の場合	47,330円	(42,320円～9,990円)+5,000円
3人以上の場合	2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算	

※月額は、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定します。また、法律改正などにより変更になる場合があります。

特別児童扶養手当制度

対象 身体などに一定の障がいがある20歳未満の子どもを養育している人

▼手当の金額

1級 月額51,500円 2級 月額34,300円
※施設に入所している、または、障害年金を受給している場合を除きます。

ひとり親家庭等医療費支給制度

医療保険制度で医療にかかった場合の医療支給制度です。

対象 つぎのいずれかの要件に該当する人

- ①父子家庭の父とその子ども
- ②母子家庭の母とその子ども
- ③父母のいない子どもとその養育者
- ④父または母に一定の障がいがある子どもと監護する母または父

※所得制限があります。

※対象となる「子ども」とは、18歳になった年の年度末まで(一定の障がいがある場合は20歳になるまで)